

随意契約（相手方指定）調書

件名	東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第193号線（第二期区間）建物等調査・補償額算定・用地折衝業務委託	No.5200237
工（納）期	令和 8年 3月 31日	
契約締結日	令和 7年 4月 1日	
契約金額	推定総額139,633,473円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社N I S S O (法人番号：8010001033362)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

件 名	東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第193号線（第二期区間）建物等調査・補償額算定・用地折衝業務委託
指名業者 （案）	名 称 株式会社N I S S O 所在地 東京都千代田区神田佐久間町一丁目25番地 代表者 代表取締役 後藤 誠司
特命理由	本件は、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第193号線（第二期区間）について、権利者ごとの物件移転に要する建物等調査、補償額算定及び用地折衝業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、令和6年度に指名競争入札により本件業務を受注した。令和7年度は2年目にあたり、建物等調査を始めとした本件業務を本格的に実施していくところである。 ② 本件業務においては、家屋の中に入る調査及び補償内容の説明、用地折衝業務に至るまで、権利者の大切な財産や生活設計に深く関わることとなり、受託者は権利者との信頼関係を築くことが重要である。複数年にわたった折衝が続くケースも多数あるため、同一の担当者が継続して一連の業務を行うことで、相手方との信頼関係を築くことができる。上記業者は、これまで区で行ってきた他の同様の業務においても、権利者から厚い信頼を得ており、本件業務の円滑な履行が期待できる。 ③ 上記業者は、他区での当該事業の受託実績が豊富であり、荒川区での履行状況も良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 （入札に付することが不利と認められるとき）